

令和8年1月28日実施

## 一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問
	／30問

事業者名	:	_____
受験者名	:	_____

## 【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を別紙の解答欄に記入してください。

1. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、これを解任したときは、届け出る必要はない。
3. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。
4. 一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないときは、国土交通大臣から1年以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがある。
5. 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。
6. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存し

なければならない。

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。
8. 旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡したときは、すみやかにその旨を家族に通知し、遺留品を保管しなければならない。
9. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、当該運転者に係る乗務員台帳を保存しておく必要はない。
10. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗務員に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。
11. 旅客自動車運送事業者は、全ての営業所において運行管理規程を定めなければならない。
12. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあつては二年とする。（ただし、検査対象軽自動車は除く）
13. 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。

### 【三択問題】

以下の各設問の（ ）内に、関係法令を踏まえ、最も適切な語句を [ ] 内から選択し、別紙の解答欄に該当するアルファベットを記入してください。

14. 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の（ ）を受けなければならない。  
[ A. 承認 B. 許可 C. 免許 ]
15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。これを（ ）しようとするときも同様とする。  
[ A. 変更 B. 値上げ C. 値下げ ]
16. 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、運賃及び料金

並びに（ ）を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

[ A. 就業規則 B. 運行管理規程 C. 運送約款 ]

17. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の（ ）に努めなければならない。

[ A. 向上 B. 維持 C. 確保 ]

18. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため（ ）。

[ A. 利用させてもよい B. 貸し渡してもよい C. 利用させてはならない ]

19. 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の（ ）を受けなければならない。

[ A. 免許 B. 許可 C. 認可 ]

20. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している（ ）、適切な処置をしなければならない。

[ A. 事業者のために B. 旅客のために C. 乗務員のために ]

21. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び（ ）について報告を求めなければならない。

[ A. 運賃の収入 B. 運行の状況 C. 健康の状態 ]

22. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、（ ）に運行指示書を作成しなければならない。

[ A. 運転者ごと B. 車両ごと C. 運行ごと ]

23. 旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）は、（ ）以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。

[ A. 二ヶ月 B. 六ヶ月 C. 一年 ]

24. 旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた（ ）を受けさせなければならない。

[ A. 指導教育 B. 健康診断 C. 適性診断 ]

25. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、（ ）の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。

[ A. 運行管理者 B. 整備管理者 C. 従業員 ]

26. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う（ ）を受け、報告をしなければならない。

[ A. 点呼 B. 確認 C. 面談 ]

27. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（ ）以内に管轄する地方運輸局長に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。

[ A. 三十日 B. 六十日 C. 百日 ]

28. 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、（ ）以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

[ A. 十二時間 B. 二十四時間 C. 四十八時間 ]

**【数字記入問題】**

以下の各設問の（ ）にあてはまる数字を別紙の解答欄に記入してください。

29. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が1年以上の懲戒又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から（ ）年を経過してない者であるとき、許可をしてはならない。

30. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、（ ）日以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

## 一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

- 1.（運送法3条）道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。（○）
- 2.（運送法22条の2）一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（×）
- 3.（運送法30条）一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。（○）
- 4.（運送法40条）一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないときは、国土交通大臣から6ヶ月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがある。（×）
- 5.（運送法施行規則25条）一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。（○）
- 6.（運輸規則3条）旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。（○）
- 7.（運輸規則10条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。（○）
- 8.（運輸規則19条）旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡したときは、すみやかにその旨を家族に通知し、遺留品を保管しなければならない。（○）
- 9.（運輸規則37条2項）旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。（×）

10. (運輸規則38条) 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車非常信号用具、非常口又は消化器を備えたものであるときは、当該自動車の乗務員に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。( O )
11. (運輸規則48条の2) 旅客自動車運送事業者は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつては運行管理規程を定めなければならない。( X )
12. (車両法第61条1項) 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあつては一年とする。(ただし、検査対象軽自動車は除く)( X )
13. (車両法施行規則第32条1項2号) 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。( O )
14. (運送法4条) 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の(B:許可)を受けなければならない。
15. (運送法9条の21項) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。これを(A:変更)しようとするときも同様とする。
16. (運送法12条) 一般旅客自動車運送事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。)は、運賃及び料金並びに(C:運送約款)を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。
17. (運送法22条) 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の(A:向上)に努めなければならない。
18. (運送法33条) 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため(C:利用させてはならない)。
19. (運送法35条) 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の(B:許可)を受けなければならない。
20. (運輸規則18条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している(B:旅客のために)、適切な処置をしなければならない。
21. (運輸規則24条2項) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び(B:運

行の状況)について報告を求めなければならない。

22. (運輸規則28条の2) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、(C:運行ごと)に運行指示書を作成しなければならない。
23. (運輸規則36条) 旅客自動車運送事業者(個人タクシー事業者を除く。)は、(A:二ヶ月)以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。
24. (運輸規則38条2項2号) 旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた(C:適性診断)を受けさせなければならない。
25. (運輸規則45条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、(B:整備管理者)の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。
26. (運輸規則50条1項) 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う(A:点呼)を受け、報告をしなければならない。
27. (報告規則2条) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後(C:百日)以内に管轄する地方運輸局長に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。
28. (事故報告規則4条) 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、(B:二十四時間)以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。
29. (運送法7条) 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が1年以上の懲戒又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から(5)年を経過してない者であるとき、許可をしてはならない。
30. (事故報告規則3条) 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、(30)日以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。